

## 国税審議会令の一部改正について

本年4月1日、「再生資源の利用の促進に関する法律」が「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改正されたことから、同法律の名称を引用している国税審議会令の該当部分が一部改正された。

### 国税審議会令の新旧対照表

改 正 後	改 正 前												
<p>(所掌事務) 第一条 国税審議会(以下「審議会」という。)は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十二条第五項及び<u>資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二十五条第三項</u>の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>第二条～第五条 (略)</p> <p>(分科会) 第六条 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>酒類分科会</td> <td>一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条第五項及び<u>資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項</u>の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～7 (略)</p> <p>(議事) 第8条 (略) 2・3 (略) 4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条第五項及び<u>資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項</u>の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第九条・第十条 (略)</p>	名称	所掌事務	略	略	酒類分科会	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条第五項及び <u>資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項</u> の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	<p>(所掌事務) 第一条 国税審議会(以下「審議会」という。)は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十二条第五項及び<u>再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第十七条第三項</u>の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>第二条～第五条 (略)</p> <p>(分科会) 第六 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>酒類分科会</td> <td>一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条第五項及び<u>再生資源の利用の促進に関する法律第十七条第三項</u>の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～7 (略)</p> <p>(議事) 第8条 (略) 2・3 (略) 4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条第五項及び<u>再生資源の利用の促進に関する法律第十七条第三項</u>の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第九条・第十条 (略)</p>	名称	所掌事務	略	略	酒類分科会	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条第五項及び <u>再生資源の利用の促進に関する法律第十七条第三項</u> の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
名称	所掌事務												
略	略												
酒類分科会	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条第五項及び <u>資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項</u> の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。												
名称	所掌事務												
略	略												
酒類分科会	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条第五項及び <u>再生資源の利用の促進に関する法律第十七条第三項</u> の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。												